（令和5年2月1日版）

－　目　次　－

◎給付申請を行う際に添付する書類についての説明

|  |
| --- |
| 【本事業に関する問い合わせ先・給付申請書等の送り先】  〒１００－０００４  東京都千代田区大手町1丁目６－１　大手町ビル９階  株式会社地域経済活性化支援機構  地域企業経営人材確保支援事業給付金　事務局  ＴＥＬ：０３－６２６６－０４５０  （受付時間：午前１０時～午後５時）  E－mail：shugyo-kyufukin@revic.co.jp |

|  |
| --- |
| **◎給付申請を行う際に添付する書類についての説明** |

**（１）契約書**

　この契約書は、給付対象企業と特定金融機関との間で、出向者への出向者給与等の支払状況に係る報告（実績報告）について、特定金融機関を通じて機構に対して行うことを契約するためのものです。様式を用いて特定金融機関と契約を締結し、申請時には契約書の**“写し”**をご提出ください。

**（２）同意書**

この同意書は、出向者において作成していただく書類です。様式を用いて出向者に“自署”及び“捺印”をしていただいた上で、“原本”をご提出ください。

**（３）誓約書**

この誓約書は、給付対象企業において作成していただく書類です。様式を用いて給付対象企業の“代表者の氏名を記入”（ゴム印でも構いません）及び“代表者印を押印”の上、“原本”をご提出ください。

以上

Ⅰ－③

契　約　書

【給付対象企業名】（以下「甲」という。）と【特定金融機関名】（以下「乙」という。）とは、地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程第３１条第４号の契約（以下「本契約」という。）について、以下のとおり締結する。

第１条　甲は、甲における出向者への当月分の出向者給与等支払額が記載された賃金台帳又は給与明細書の写し（大企業から給付対象企業への大企業負担金が支払われている場合においては、当該負担金が支払われたことを確認できる書類を含む。以下「賃金台帳等の写し」という。）について、出向者への最初の出向者給与等支払日の属する月から１年が経過するまでの間は６ヵ月毎、当該月から１年が経過した後は１年分を取りまとめて、当該月から雇用期間等又は２年のいずれか短い期間が経過するまでの間、当該出向者給与等支払日の属する月の翌月の１５日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合はその翌日）までに乙へ提出しなければならない。

第２条　乙は、前条の規定により甲から賃金台帳等の写しの提出を受けたときは、当該提出を受けた月の末日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合はその翌日）までに株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）へ提出するものとする。

第３条　乙は、甲から第１条の規定により提出が行われない場合には、前条に定める期日までにその旨を機構に報告することとし、当該報告を行った場合には、出向者給与等の支払状況の確認について責任を負わないものとする。

第４条　乙は、当該契約を締結するにあたり、甲に対して報告に関する手数料を徴収しないものとする。

第５条　本契約に定めのない事項又は本契約条項の解釈上の疑義については、甲・乙協議のうえ、これを解決するものとする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印のうえ甲・乙各１通を保有するものとする。

●●年●●月●●日

甲

乙

Ⅱ－②

同　意　書

私は、地域企業経営人材確保支援事業給付金の申請にあたっては、地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程の規定に従うとともに、以下の事項について、同意いたします。

なお、同意しました内容に虚偽があったこと等により、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

１．給付対象企業が給付金の申請を行うこと

２．給付金の申請に係る個人情報を提供すること

　　年　　月　　日

株式会社地域経済活性化支援機構

　代表取締役社長　殿

　出向者（自署）　　　　　　　　　　　　　　　印・

Ⅲ－③

誓　約　書

当社は、地域企業経営人材確保支援事業給付金の申請にあたり、以下の事項を含め、地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程に従っていることを、誓約いたします。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

１．出向者が当社の事業主又は取締役の３親等以内の親族に該当しないこと

２．当社は、機構人材リスト登録者が雇用契約等を締結している又は締結していた大企業の親会社、子会社又は関連会社に該当しないこと

３．当社が、以下のいずれにも該当しないこと

ア　発行済株式の総数若しくは出資の総額の二分の一以上が同一の大企業の所有に属している法人又は発行済株式の総数若しくは出資の総額の三分の二以上が大企業の所有に属している法人

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団である者

ウ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者が所属している者

エ　破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者

オ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者

カ　政治団体

キ　宗教上の組織又は団体

ク　官公庁

ケ　特別の法律により設立される法人、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人及び第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人をいう。）

コ　銀行、銀行持株会社、信用金庫、信用組合、農業協同組合法第１０条第１項第２号及び第３号の事業を行う農業協同組合並びに水産業協同組合法第１１条第１項第３号及び第４号の事業を行う漁業協同組合

サ　その他機構が地域企業経営人材確保支援事業の目的等に照らして給付金の給付が適当でないと認める者（グループ企業間での転籍など、給付金の趣旨・目的に照らして適当でない事由が認められる場合、人材紹介の過程で不当な行為が認められる場合又は労働関係法令違反者である場合等。）

４．当社は、給付金以外に出向者給与等若しくは給付対象企業負担金を給付対象とした補助金等又は間接補助金等の交付を受けていないこと

　　年　　月　　日

株式会社地域経済活性化支援機構

　代表取締役社長　殿

給付対象企業

　　　（代表取締役社長）